

## ○変更の届出

出産の予定日で届出を行い、出産の予定日を基準とした産前産後期間よりも出産の日を基準とした産前産後期間の方が長い場合や、単胎として届出を行ったが、その後、多胎であることが判明した場合は産前産後期間の変更の届出が行えます。

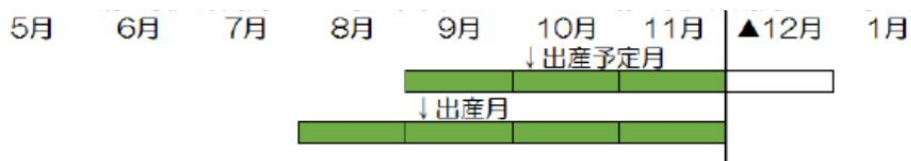
(例1) 2019年4月の施行日以降、4月を出産予定日として届出を行ったが、出産日が5月になった場合。

→ 出産予定日では産前産後免除期間は3か月となり、出産日では産前産後免除期間は4か月になります。



(例2) 10月を出産予定日として届出を行ったが、出産日が9月となり、12月から第3号被保険者となった場合。

→ 出産予定日では産前産後免除期間は3か月となり、出産日では産前産後免除期間は4か月になります。



(例3) 3月を単胎の出産予定日として届出を行ったが、その後、多胎だと判明した場合。

→ 単胎では産前産後免除期間は4か月となり、多胎では産前産後免除期間は6か月となります。

